

新潟市秋葉区 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 8 月

秋葉区通学路安全推進会議

(平成 30 年 4 月 1 日改訂)

(平成 29 年 2 月 27 日改訂)

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新潟市秋葉区 通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・秋葉警察署
- ・秋葉区役所建設課
- ・(国土交通省新潟国道事務所) ※ 必要に応じて
- ・秋葉区役所地域総務課
- ・秋葉区教育支援センター

※合同点検をする場合は、関係する学校職員が会議に入ることも可

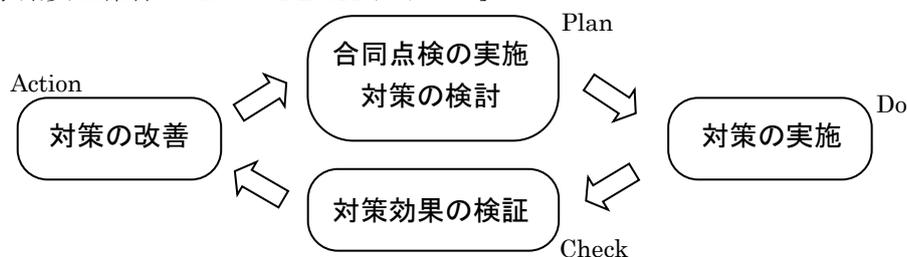
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を別添の「年間スケジュール」のとおり PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・区内小学校から提出のあった危険箇所について、2年に1回夏期に合同点検を実施します。
- ・積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、必要に応じ冬期にも合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・上記のグループごとに、教育支援センター、学校、交通管理者、道路管理者、(PTA)、(自治会)等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・地域住民(児童生徒)へのアンケートの実施
 - ・車両と歩行者の離隔を測定
 - ・通行車両速度の変化を測定など、対策実施の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の検証を実施します。

(6) 対策の改善

- ・対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

年間スケジュール

- ・2年に1回、夏期に合同点検を行う。また、必要に応じ冬期にも合同点検を行う。
- ・これは夏期に合同点検を行う年度のスケジュールを示したもの

検討項目	事務内容	担当課・関係機関
①学校などからの要望 【4～5月頃】	●小学校やPTA、地域からの要望箇所の整理	●秋葉区教育支援センター
↓		
②秋葉区通学路安全推進会議 【6月頃】	●要望箇所をもとに推進会議を開催し、合同点検箇所を抽出 【前年度に冬期点検実施の場合】 ●前年度冬期点検の要対策箇所を整理	●秋葉区教育支援センター(事務局)、秋葉区建設課、秋葉区総務課、秋葉警察署など
↓		
【前年度に冬期点検実施の場合】 ③ホームページ公表 【7月頃】	●前年度冬期点検の要対策箇所を公表	●学校支援課
↓		
④夏期合同点検の実施、対策箇所・内容の決定 【7～8月頃】	●推進会議構成機関や学校、PTA、地域などにより合同点検を実施し、対策を実施する箇所や対策内容を決定	●秋葉区教育支援センター(事務局)、秋葉区建設課、秋葉区総務課、秋葉警察署など
↓		
⑤各機関での対策実施 ※交付金事業は翌年度以降実施	●検討を行った対策案を実施	●ソフト対策:秋葉区教育支援センター、秋葉区総務課 ハード対策:秋葉区建設課
↓		
⑥対策済み箇所の意見照会 【12～1月頃】	●各機関で対策を実施した箇所を整理し、各小学校へ意見照会する	●秋葉区教育支援センター
↓		
⑦秋葉区通学路安全推進会議 【1月下旬頃】	●⑥で照会した意見をもとに、効果検証を行う。必要に応じて追加対策を検討 ●夏期合同点検の要対策箇所を整理 ●公表済み箇所の進捗状況を整理	●秋葉区教育支援センター(事務局)、秋葉区建設課、秋葉区総務課、秋葉警察署など
↓		
⑧ホームページ公表 【2月上旬頃】	●夏期合同点検の要対策箇所を公表 ●公表済み箇所の進捗状況を更新	●学校支援課
↓		
【当年度に冬期点検実施の場合】 ⑨冬期合同点検の実施、対策箇所・内容の決定 【1～3月頃】 ※対策は翌年度以降実施	●冬期に点検が必要な箇所について、推進会議構成機関や学校、PTA、地域などにより合同点検を実施し、対策を実施する箇所や対策内容を決定	●秋葉区教育支援センター(事務局)、秋葉区建設課、秋葉区総務課、秋葉警察署など